

住み慣れた地域、住まいで自分らしく暮らし続けたい。

多くの方の願いでしょう。

人は年齢を重ね、からだや心は変化します。

住まい方にも工夫が必要です。

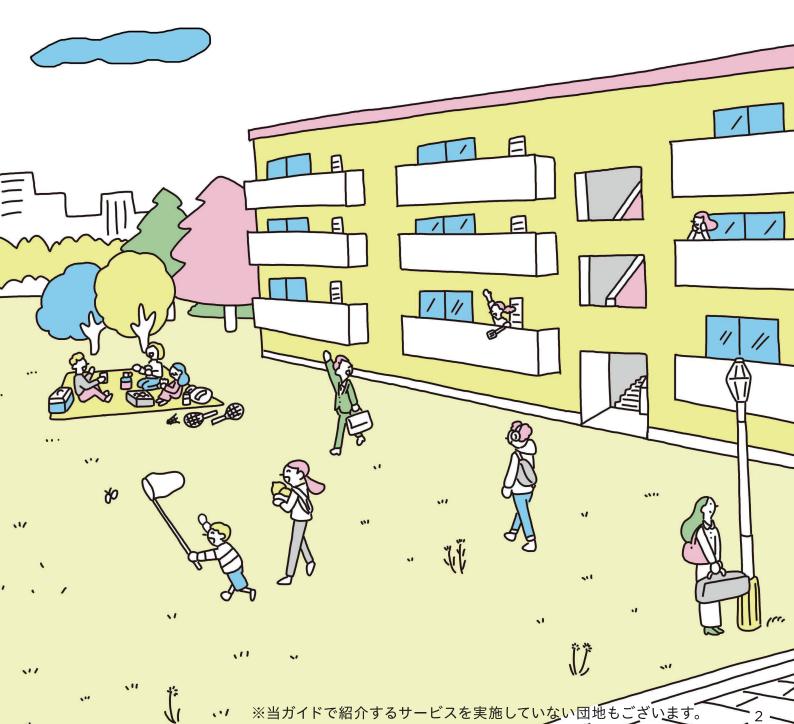
サービスを利用する、住宅を少し改修する、地域とつながってみる様々な方法がUR団地で暮らす皆さまの生活を支え応援します。この冊子には、UR団地で暮らす皆さまが困ったときに相談できる人、場所、知ってほしいことをまとめました。

ぜひお役立てください。



	(十字	4 7 L	1	1 —
一店	"注"看	IᄉՐ		, —

·case1:住まい探し 高齢者に配慮された住宅や制度・相談窓口	Ξ
*case2: 団地のひとり暮らし 地域や住民とつながるきっかけとなる取り組みやイベント····································	
·case3:介護予防	
家族の認知症や介護予防に役立つ相談窓口や取り組み・case4:安心な住まいづくり	5
URのサービスと介護保険制度を組み合わせた安心な住環境の整え方… ■団地にお住まいの皆さまの声	
■用語集	



case1:住まい探し

家族の介護が不安

離れて暮らす母の生活や介護が心配なため、私が住む団地に 呼び寄せたいと考えています。URに安心して住める住宅が あればいいのですが・・・このままでは介護が不安です。



相談

シニアアドバイザーに 相談してみました。



UR営業センター高齢者相談窓口では、 丁寧に話を聞いてくれました。URの高 齢者に配慮された住宅や支援制度(家 賃割引制度など)はもちろん、地域の介 護・医療・福祉サービスの情報や、公的 支援のことまで教えてくれました。



安心して入居する ことができました。



説明を受けて、団地での暮らしをイ メージできました。地域の生活支援 サービスや在宅介護を活用しながら暮 らしていけそうです。そして、団地には **くらしつながるサポーター**がいて、いつ でも相談に行ける安心感があります。

ご相談の流れ

アアドバ

イザ

高齢者向け住宅

ニーズに合った住宅をご案内

- ・健康寿命サポート住宅※1
- ・高齢者向け優良賃貸住宅※2

ご入居

家賃割引制度(近居割※3など) の紹介もしています。

改修する前に 地域包括支援センター※4 に必ず相談しましょう!

住宅改修

必要に応じた住宅改修のご案内

- ・URの住宅改修
- ・介護保険制度を活用した 住宅改修(P7~9参照)

施工業者へ

UR団地の暮らしをサポートします!



の

相 談

アドバイザー

社会福祉士等の有資格者 がご入居検討中のお客様 の相談対応を行っていま す。公的支援等に関するご 相談にも対応しています。



くらしつながる サポーター (旧名称:生活支援アドバイザー)

高齢者の方が安心して暮ら し続けられるよう、各種相 談対応や電話による安否 確認、交流イベント等を実 施しています。



ゆあ~メイト (窓口案内者)

各団地の管理サービス事務所 では、管理主任とゆあ~メイ トがお住まいの皆さまの窓口 となり、UR賃貸住宅使用上 のルール等をご案内します。

case2:団地のひとり暮らし

孤独な暮らしが不安

引越してきたばかりの一人暮らし。 周りに知り合いもいないし、年を重ねるごとに 孤独を感じてしまいそうで不安です。



相談

くらしつながるサポータ・ に相談してみました。



管理サービス事務所に行ってみたら、 団地内で様々な交流活動があること を教えてくれました。お花が趣味だと お話ししたら、くらしつながるサポー ター主催のフラワーアレンジメント教 室に誘ってくれました。

解決

イベントがきっかけ となって、地域と つながりができました。





思い切ってイベントに参加してみたら、 共通の趣味で打ち解けやすく、友達が すぐにできました。今ではひとり暮らし の不安がなくなりました。

ご相談の流れ

在入居中 相

※団地・地域により異なります。

UR団地では…

[UR]

- イベントによる地域とのつながりづくり
- ・見守りサービス※5 など

【地域】

- ・夏祭りなど季節のイベント
- ・コミュニティカフェ
- ・趣味のサークル活動



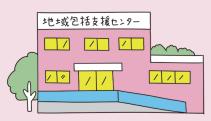




くらしつながるサポーターは、地域の関係者と協力して お住まいの皆さまのつながりづくりに取り組んでいます。

UR団地にお住まいのAさんは、ご家族やご近所と疎遠に なっていました。そこで、電話による安否確認(あんしん コール※6)にご加入いただき、週1回電話でお話しするよう になりました。Aさんは体の不調や心配事についてもお話し してくださるようになり、ご本人の了承を得て、地域包括支

援センター※4へおつなぎすることができました。



case3:介護予防

家族の認知症が不安

最近、同居する母の様子がおかしい気がします。 物忘れが激しいような・・・これからどうなってしまうのか 不安です。



相談

地域包括支援 センター_{※4}に相談に 行きました。



くらしつながるサポーターに紹介されて、認知症や介護に関する相談ができる地域包括支援センターに行きました。



解決

地域とのつながりができ、介護や 認知症への不安が解消されました。

誰でも参加できる「オレンジカフェ」(認知症カフェ)を教えてもらい、母と一緒に行ってみました。お茶を飲みながら気軽に相談でき、参加者の皆さんとも楽しくお話しできました。認知症や介護予防に関しても相談できる場所があり、ひとりで悩まなくてもいいことが分かり安心しました。

URができること

- ・地域と連携した見守り
- ・介護予防のイベント サークル活動支援など



地域の取り組み

- ・オレンジカフェ(認知症カフェ)
- ・認知症サポーター養成講座
- ・介護者の集いなど



※団地・地域により異なります。



地域関係者と 協力しています

認知症や介護が必要となったときでも、「ずっと暮らし続けられる」ように、URは地域関係者と協力しながら、お住まいの皆さまの暮らしを支えます。

介護 福祉専門職



行政職員



地域包括 支援センター職員



地域関係者ネットワーク



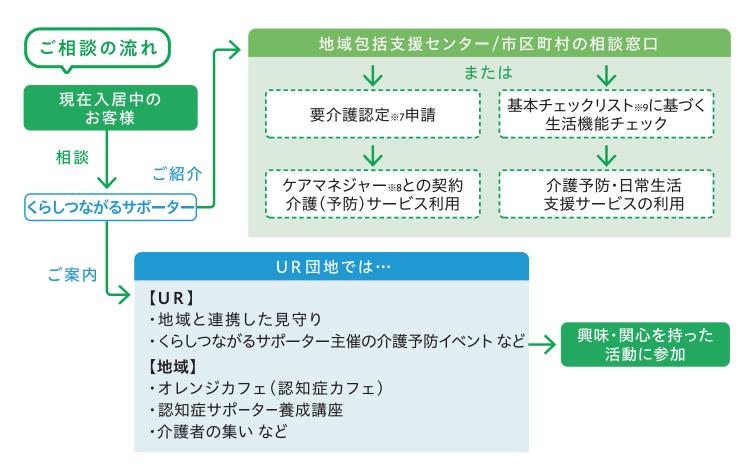
医師 保健師 看護師

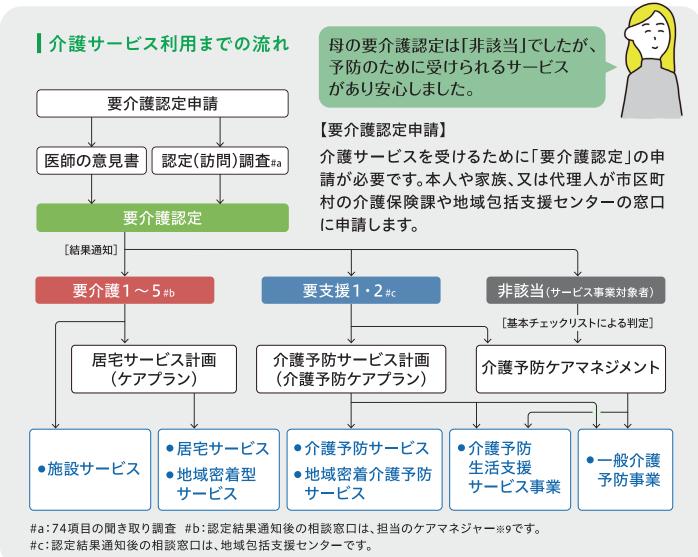


民生委員



くらしつながる サポーター





case4:安心な住まいづくり

体の衰えで住まいが不安

解決

長年団地に住んでいるのですが、最近体力が衰えて、 玄関での靴の脱ぎ・履きがきつかったり、 お風呂で転びそうになったり、先々が不安です。



相談

くらしつながるサポーター に相談してみました。



URと介護保険の制度を組合せて 安心な暮らしを実現。

管理サービス事務所に行ったら、玄関や廊下、浴室に手すりの設置ができることや、介護保険制度※10を利用して、福祉用具のサービスが受けられることなどを教えてもらいました。

※団地・地域により異なります。

URと介護保険の制度を組合せて、トイレ・浴室・玄関に手すりを設置。浴室にはシャワーチェアと滑り止めマットを購入しました。これで安心して暮らし続けられます。

ケアマネジャー/地域包括支援センター※4 ご相談の流れ 指定事業者へ ・福祉用具の購入費支給・福祉用具 のレンタル 現在入居中の お客様 住宅改修・福祉用具の活用 相談 住まいセンター ご紹介 ・URの住宅改修 ・介護保険制度を活用した住宅改修 施工業者へ くらしつながる ・福祉用具の活用 サポーター ご案内 高齢者向け住宅 ・健康寿命サポート住宅※1 団地内移転 ・高齢者向け優良賃貸住宅※2 など (階下移転制度※11のご案内もしています)

URができること

- ・住戸内安全手すりの設置(トイレ・浴室)(無料)
- ・浴室洗い場の段差解消(床のかさ上げ)(有料)
- ・扉の折戸化(有料)





手すりの設置などのほかにもできることがあります。

高齢者向け優良賃貸住宅や健康寿命サポート住宅など、高齢者向け賃貸住宅のご案内、階下移転のための住まい探しのお手伝いなども行っています。 詳細はUR都市機構の住まいセンターにお問い合わせください。

> 高額な工事費用が 1割(※)の負担で済みました!

【介護保険でできること

対象:介護保険制度の要支援・要介護認定※7を受けている方



介護保険制度の助成を受けられる住宅改修

住宅改修費支給上限額20万円:1~3割自己負担(※)

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑り防止等のための床材変更
- ④ 引き戸等への扉の取り替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取り替え
- ⑥ その他住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

改修については、事前にケアマネジャーおよび住まいセンターへご相談ください。

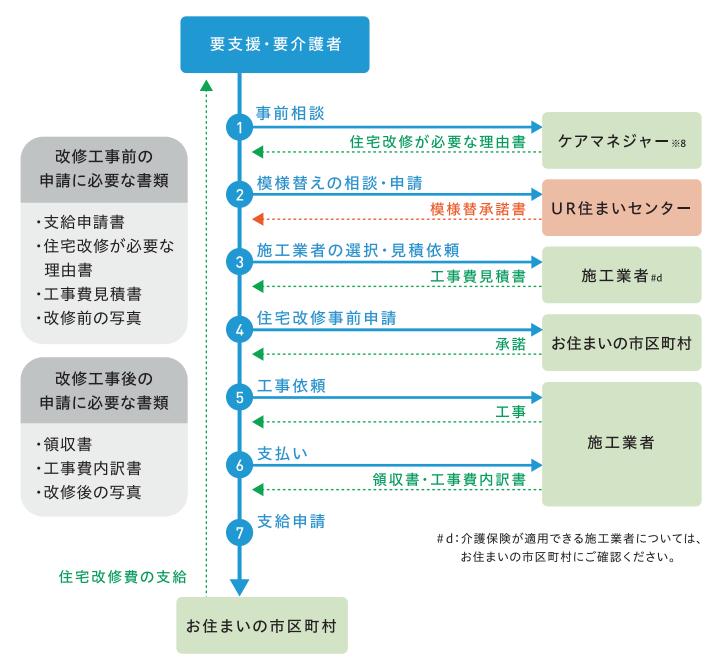


介護保険制度を活用できる福祉用具の購入費助成やレンタル

- ・福祉用具購入費:ポータブルトイレ、入浴用椅子など5種目 (年間上限額10万円:1~3割自己負担(※))
- ・福祉用具のレンタル: 工事不要の手すり・スロープ、歩行器など13種目

▲介護保険制度およびURの制度を活用した住宅改修

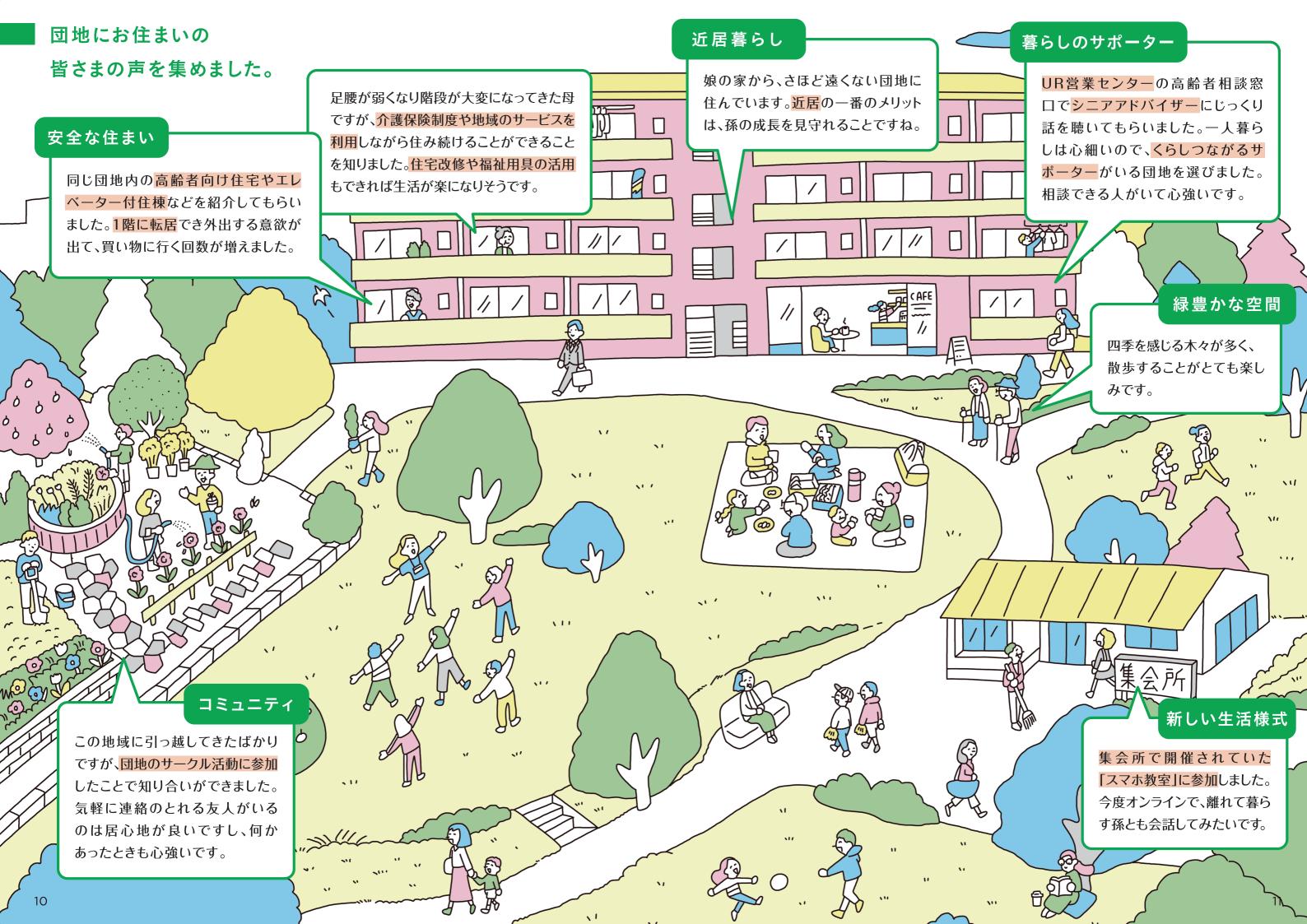
〈手続きの流れ〉



ケアマネジャーに相談し、無事に住宅改修ができて、トイレ・浴室に手すりが付きました。また、使いやすい入浴用椅子など自分の体に合った福祉用具が揃い、安心できる住まいが整いました。



要介護認定を申請し、「要支援」または「要介護」に認定された方は、手すりの取り付けなど住宅改修を行うとき、20万円を上限に費用が支給されます。市区町村へ申請書及び工事完了後書類等を提出すると費用の7~9割の払い戻しが受けられます(一旦工事費用全額の支払いが生じます)。



- ※1 健康寿命サポート住宅・・・安全に長く住み続けられるように、移動に伴う転倒の 防止等に配慮した改良や、一定以下の所得の方に対して家賃負担を軽減する措 置がある住宅です。
- ※2 高齢者向け優良賃貸住宅・・・国の施策により、バリアフリー等の改良や一定以下 の所得の方に対して、家賃負担を軽減する措置がある住宅です。
- ※3 近居割・・・同じ団地または半径2km以内の別の団地に二世帯が近居している など適用条件を満たした場合、5年間募集家賃から5%減額が適用される家賃 減額制度です。
- ※4 地域包括支援センター・・・高齢者の暮らしをサポートする総合相談窓口です。 窓口では、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが相談を受け付けて います。
- **※5 見守りサービス・・・**高齢の方に安心して暮らしていただくため、安否確認などの「見守りサービス」を提供しています(有料)。

急な体調不良やけがなど、万が一の事態に早く気付き対応できるようにするのが、「見守りサービス | です。

- ※ただし、サービス提供事業者によって、異常の感知方法、異常を検知したときの対応、緊急連絡先への連絡手段等に違いがあります。
- **※6 あんしんコール・・・**くらしつながるサポーターがいる団地で実施しています。安否確認を必要とする高齢者でご希望される方に、毎週1回あらかじめ決められた時間に電話による安否確認を行います。
- ※7 要介護認定・・・介護保険サービス利用のため、要介護度(要支援1・2、要介護1 ~5の7段階)の判定をするものです。市区町村への申請が必要です。
- ※8 ケアマネジャー・・・介護を必要とする方やそのご家族から相談を受け、心身の状況に応じた介護サービスの計画作成・見直し、介護サービス事業者との連絡・調整を行う専門職です。
- ※9 基本チェックリスト・・・65歳以上の高齢者が自分の生活や健康状態を確認し、 心身の機能で衰えているところがないかをチェックするものです。
- ※10 介護保険制度・・・社会保険の一つで、40歳以上の国民全員が加入する制度です。介護保険料を支払うことによって、介護が必要になったときに、利用料の1~3割を自己負担することで介護サービスが利用できます。(自己負担の割合は所得によります。)
- ※11 住宅変更制度(階下移転)・・・階段の昇降に支障をきたしている方が、階下の住宅への移転を希望される場合、同じ団地内の上階から、1階、2階やエレベーター停止階の住宅をあっせんいたします。



今、UR団地にお住まいの皆さまに、 これからUR団地に住まう皆さまに、

このウェルフェアガイドの情報や知識が あたたかな道しるべとなることを 願っています。



UR相談窓口

UR営業センター 高齢者相談窓口 (八重洲・梅田)

UR営業センターの高齢者相談窓口では、シニアアドバイザーが 高齢者やご家族の皆さまが抱える不安やご希望等にお答えします。

住まいセンタ<mark>ー</mark>

お住まいの皆さまと直接つながりのある住宅に関することは、 住まいセンターが対応いたします。

管理サービス 事務所 各団地の管理サービス事務所では、お住まいの皆さまへの窓口 案内を行っています(一部団地を除く)。

また、地域医療福祉拠点化※に取り組んでいる団地を中心に、 くらしつながるサポーターを配置しています。

※地域医療福祉拠点化: UR都市機構は、地域の関係者と協力しながら、豊かな屋外空間を備え、多くの方々が 住まう団地を"地域の資源"として活用し、地域に必要な住宅・施設・サービスの整備を推進しています。

令和7年10月 第三版発行 発行/独立行政法人都市再生機構 ウェルフェア推進部

